

防府市庁舎建設懇話会設置要綱

平成26年 6月 6日制定

平成26年10月23日改正

(設置)

第1条 防府市庁舎の建設を検討するにあたり、市民等の様々な立場からの意見を広く聴取するため、防府市庁舎建設懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 懇話会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種関係団体からの推薦者
- (3) 公募により選出された者

2 前項第3号の公募及び選出については、別に定める。

(任期)

第3条 委員の任期は、平成27年3月31日までとする。

(座長及び副座長)

第4条 懇話会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は委員の互選により定め、副座長は座長が指名する。
- 3 座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、座長がこれを招集し、座長がその議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 第2条第1項第2号に係る委員が懇話会の会議を欠席する場合には、当該委員の指名する者を代理として出席させることができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月23日から施行する。